

「インターネットにおける人権侵害」に関する SNS (LINE) 相談の相談日拡大について

インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関して相談を受け付ける SNS (LINE) 相談について、令和7年4月1日より下記のとおり相談日を拡大します。

記

1 事業名称

「インターネットにおける人権侵害」に関する SNS (LINE) 相談

2 事業概要

インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関する相談について、専門の相談員が LINE によるチャット形式で相談に応じます。

3 相談日の拡大

(従来) 毎週月曜日・木曜日・金曜日 (祝日、年末年始を除く)
(令和7年4月1日以降) 毎週月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く)

4 相談時間等

午後4時から午後10時まで (受付は午後9時30分まで)

※相談は原則として1日1回、1回当たり60分以内となります。

※上記相談日時以外の御相談は、相談時間外のため上記相談日時を御案内するメッセージが自動返信されます。必ず上記相談日時で御相談ください。

5 LINE公式アカウント名

「インターネットにおける人権侵害相談@東京」

※ご利用の前に、次のいずれかの方法で友だち登録してください。

- ・ 右記のQRコードを読み取って登録
- ・ LINEの「公式アカウント」から、「インターネットにおける人権侵害相談@東京」で検索し登録



友だち登録用QRコード

本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。
戦略9 共生社会「人権尊重の理念の実現」

【問合せ先】

(公財)東京都人権啓発センター
電話03-6722-0082
総務局人権部企画課
電話03-5388-2584